

3.3.11 日本建築学会技術報告集応募原稿査読要領

(1995年 3月 9日技術報告集委員会決	1995年 4月20日実施)
(1997年 9月 1日技術報告集委員会決	1998年 1月 1日実施イ)
(2000年 7月26日技術報告集委員会決	2000年10月20日実施ロ)
(2003年 5月 8日技術報告集委員会決	2003年10月20日実施ハ)
(2017年 2月10日技術報告集委員会決	2017年 2月10日実施ニ)
(2019年 5月10日技術報告集委員会決	2019年 7月 1日実施ホ)
(2020年11月17日技術報告集委員会決	2021年 4月 1日実施ヘ)

1. 査読対象

本査読要領の対象とする技術報告の範囲は技術報告集応募規程による。

2. 査読委員

- (1) 技術報告集委員会（以下「委員会」という）は査読委員を選任する。
- (2) 委員会は、当該応募技術報告査読のための担当委員を定めた後、原則として査読委員候補者の中から、当該技術報告の専門と同分野に属する者2名を選定依頼する。
さらに、査読委員辞退ある場合および採否が分かれて第3の査読委員を必要とする場合のための補欠の査読委員1名を選定しておく。ロ)
なお、査読上必要とする場合には、査読委員候補者外の適任者に依頼することができる。ただし、その数は必要最小限にとどめるものとする。
- (3) 継続的内容の技術報告にあってはなるべく前査読委員に査読を依頼する。
- (4) 査読の公平を期するため、特殊な場合を除き著者と同じ研究室・部課等に属する査読委員は避けることとし、また一地域在住者に偏しないように広い視野から人選する。
- (5) 選定された査読委員候補が査読委員を辞退した場合は、補欠の査読委員に直ちに依頼するとともに、さらに1名の補欠査読委員を担当委員と部門幹事の協議により人選しておく。さらに補欠の査読委員が辞退した場合には同様の手続きを繰り返すものとする。
- (6) 査読委員は査読に関する事項を他に漏らしてはならない。また、査読書を執筆する際は、著者が査読委員を特定できないよう留意しなければならない。ホ)
- (7) 査読者は当該論文が応募規程並びに倫理規程などに触れる恐れがあると判断した場合には、速やかに委員会に報知しなければならない。ハ)

3. 査読の方法

- (1) 応募規程と照合できる事項は査読に先立って処理する。
- (2) 査読委員の名は著者に秘す。
- (3) 査読委員は判定結果の採用、不採用にかかわらず、査読書に査読の意見を必要な範囲簡潔に、具体的、客観的に明記する。イ)
- (4) 技術報告の査読期間は委員会が査読を依頼した日から1ヶ月とする。ロ)
- (5) 査読期間が経過したとき査読未了の査読委員に査読促進方を通知する。
なお、査読結果が委員会から査読依頼した日から60日を過ぎた場合には前項2. (5) 項に準じ、査読委員を変更する。ロ)
- (6) 査読期間内に査読を完了できる見込みのない査読委員は依頼後1週間以内に査読の辞退を申し出る。辞退の申し出があったときは、委員会は、直ちに補欠査読委員に査読を依頼するとともに、あらたな補欠査読委員を選定する。

4. 判定方法

技術報告集への採否の判定（(3) 項は、(1) 項の査読委員の評価基準に基づく、(2) 項

に示す査読委員の評価を基に決定する。 ㊦)

(1) 評価の基準

技術報告等の内容・表現はすべて著者が責を負う。査読委員は応募規程7項の判定基準に従い、客観的に評価を行う。

技術報告についての査読の判定基準の具体的適用は下記による。

a. 全体的な位置づけ評価

a-1) 技術報告の主旨を十分理解した内容であること。 ㊦)

a-2) 全般的な査読の項目 ㊦)

①新規性：導入した概念や方法，発見した事実や法則のいずれかが新規であること。

既知の方法の改良，異なる分野からの応用等を含む。

②有用性：技術の向上，あるいは実用上，技術的に価値のある有用な情報を提供するものであること。

a-3) 各カテゴリーの査読の項目 ㊦)

① 先進性：導入した技術が独創的・先端的で，一つの時代の成果を示すようなものであること。 ㊦)

② 発展性：従来の定説を変え得る新事実の解明，あるいは新しい研究領域や研究体系・技術体系の開拓等の契機と成り得るものであること。 ㊦)

③ 客観性：論拠，論旨，研究手法，資料等が検証されるか妥当なものであって成果が十分信頼し得るものであること。 ㊦)

④ 総合性：個々の技術の体系化を図ったもので技術の相互発展に資するものであること。 ㊦)

a-4) 各カテゴリーに応じて，主として，つぎの基準で査読する。 ㊦)

カテゴリーⅠの技術報告については，先進性。 ㊦)㊦)

カテゴリーⅡの技術報告については，発展性。 ㊦)

カテゴリーⅢの技術報告については，客観性。 ㊦)㊦)

カテゴリーⅣの技術報告については，総合性。 ㊦)㊦)

a-5) 技術報告のカテゴリー区分は，査読の判定に用いるが，技術報告への掲載時には表記しない。 ㊦)

a-6) 文献引用の適切さ ㊦)

b. 記述法，表現上の評価

b-1) 論旨の妥当性：論旨の整合性がとれており，論理の飛躍等がないこと。

b-2) 実験・調査の方法の妥当性：目的に対して適切であること，また，倫理に叶っていること。

b-3) 既往関連研究との対応：既往の関連研究に対する位置づけを明らかにしていること。

b-4) 表題の適切さ ㊦)

b-5) 用語・説明の適切さ ㊦)

b-6) 文献引用の適切さ ㊦)

b-7) 商業主義への中立性：企業名・商品名・施設名等がみだりに用いられていないこと。

(2) 査読委員による総合判定

I) 採用にする場合

(1) の基準に照らして本会の技術報告として掲載に値するか否かを判定し，内容・表現が基本的に掲載に値するならば「採用」とする。

「採用」には「修正意見付採用」を含む。「修正意見付採用」とは著者に対して軽微な修正を指摘し，修正結果を査読委員自ら確認せず，著者に一任できる程度のものとする。

「修正意見付採用」の場合は修正原稿が提出された時点で「採用」とする。

II) 不採用にする場合

下記のものは不採用とする。(2名の査読委員がこの判定をする場合に当該査読委員の査読は終了する)

(イ) 内容が(1)の基準に達せず，掲載に値しないもの。

- (ロ) 内容・表現が(1)の基準を満足するには、不十分であり、根本的に書き直しを要するもの。
 - (ハ) 内容が本会の技術報告として適さないもの。 ハ)
 - (ニ) その他、募集条件に合致しないもの。
- (3) 採用・不採用の判定
 最初2名の判定結果に基づき、技術報告集への採用・不採用の総合判定を次のよう行う。 ㊦)
- A：採用とする。(「修正意見付採用」を含む)
 X：不採用とする。 ㊦)
 C：第3査読委員による査読を待つて判定する。 ㊦)

一方の査読委員 他方の 査読委員の判定	採 用	不 採 用
採 用	A	C
不 採 用	C	X

(第1ステップでCの場合)



第3査読委員の査読



第3		採 用	不採用
第1・第2	採 用	A	X
不採用	採 用	A	X

5. 査読結果の通知

- (1) 当該技術報告査読委員の判定後、直ちに、委員会は査読結果を著者に通知する。
- (2) 当該技術報告査読委員の判定および査読書内容は委員会名で著者に伝達する。
- (3) 査読委員の査読書は、ワープロ等により筆跡を非人格化して著者に伝達する。
- (4) 技術報告の総合判定と査読委員の判定が異なった場合のみ、当該査読委員にその旨を通知する。

6. 再応募

- (1) 不採用となった技術報告も、1回に限り再応募できる。この場合、再応募であることを明記し、査読意見に対する投稿者の回答を添付する。 ハ)
- (2) 再応募原稿は、新規技術報告と同様に扱う。 ハ)
- (3) 再応募の期限は最初の不採用通知日より原則として1ヶ年以内とする。なお、1ヶ年以内に間に合わない場合は、必ず理由書を付して原稿を提出しなければならず、この場合の原稿受理の可否については査読に先立ち技術報告集委員会が判断する。ハ)

7. 異議申し立て ハ)

- (1) 技術報告の不採用の査読（判定）結果に異議がある場合、応募者は異議申し立てをすることができる。
異議申し立ては書面により、技術報告題名・著者名・異議申し立て事項・理由を具体的に記載して提出する。 ハ)
 - (2) 異議申し立てがあった場合、委員会は当該申し立ての妥当性を速やかに検討し、検討結果を応募者に通知する。異議が妥当とされた場合には判定結果を「採用」と改め技術報告集へ掲載する。 ハ)
8. 質疑討論寄稿の取り扱い
委員会が選任した査読委員が採否の判定を行う。ただし、質疑討論寄稿者が査読委員の場合には、他の査読委員を選定する。 ロ)
その結果、質疑討論の価値があると認めるときは、著者に回答を求め、そのいずれも技術報告集に掲載する。
9. 掲載後の訂正・取り下げ申請の取り扱い ホ)
掲載後の訂正・取り下げ申請書類が提出された場合、委員会が審議し、訂正あるいは取り下げの可否を決定する。また、必要に応じて査読委員を選出し、訂正・取り下げ理由の正当性の判断を仰ぐことがある。
委員会が掲載を認めたときは、技術報告集に掲載する。 ホ)
10. その他 ｲ)ニ)
- (1) 緊急の問題の処理を必要とする場合は委員長、幹事、または部門幹事が処理し、その結果を委員会に事後報告する。
 - (2) 査読中技術報告の著者が変更された場合、その時点で提出技術報告は新規技術報告として受理したものとして取り扱う。
 - (3) 採用技術報告ならびに不採用技術報告の原稿のコピー1通を1ヶ年保管する。
 - (4) 不採用技術報告に対する当該技術報告の投稿者からの質疑に対しては、原則として回答を出さない。ただし、部門で意見を添えることはよい。

－附則－

1. この要領は2017年2月10日より適用する。ただし、2017年6月号まで査読料を支払い、同年10月号に関わる審査から査読料は支払われない。二)